

対象となる化学物質

PRTR法では人の健康や生態系に有害な恐れのある等の化学物質を対象としています。

環境中に広く存在すると認められる「第1種指定化学物質」として354物質、第1種指定化学物質ほどには存在していないと見込まれる「第2種指定化学物質」として81物質が指定されています。

また、「第1種指定化学物質」のうち、ベンゼンなど、人に対する発がん性があると評価されている12物質は「特定第1種指定化学物質」として指定されています。

対象物質の例

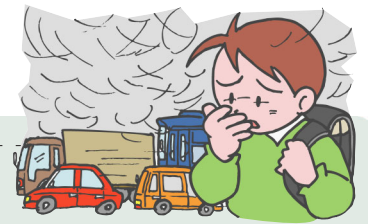
① 人の健康を損なう恐れのあるもの

例：ベンゼン

■主な用途と毒性

石油成分のひとつで、染料や合成洗剤、医薬品、合成繊維、農薬、防虫剤など多くの石油製品の原料として使われています。ガソリン中にも含まれており、給油時や走行時に大気に排出されています。

人への発がん性が認められており、高濃度の蒸気を吸い込むと、皮膚や気道が刺激され、めまいや頭痛、吐き気、意識喪失などを引き起こします。



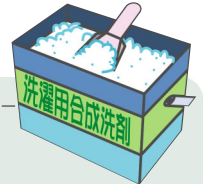
② 動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれのあるもの

例：ノニルフェノール

■主な用途と有害性

主に洗剤となる界面活性剤の合成用原料として使われているほか、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられ、酸化防止剤や腐食防止剤として石油製品に加えられたりすることもあります。

水生生物に対して毒性があることが認められています。メダカに対する内分泌かく乱作用を持つことが強く推察されています。今のところラットに対する試験では、明らかな内分泌かく乱作用は確認されていません。



③ オゾン層を破壊し、太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの

例：ジクロロフルオロメタン (CFC-12)

■主な用途と有害性

一般にフロンガスと呼ばれるもののひとつで、無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、冷蔵庫や空調の冷媒として使われてきました。

大気中に排出されるとゆっくりと上昇し、オゾン層のある高度まで達すると宇宙からの紫外線を受けて分解しオゾン層を破壊します。オゾン層が破壊されると、皮膚がんや白内障が増えるのではないかと考えられています。

